

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定について（付託）に対する意見書

1 はじめに

平成24年5月に発生したホルムアルデヒドによる利根川水系の利水障害事案では1都4県の広範囲にわたり被害が拡大した。このような事故の再発防止に向け、平成24年8月31日の群馬県環境審議会答申に基づき「群馬県の生活環境を保全する条例」が改正された。

この条例改正を踏まえ「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」について所要の改正を行うとともに、改正後の条例に規定された特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定する。

また、平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令、同施行規則、排水基準を定める省令が改正され、有害物質が新たに追加された。これらの法令改正を踏まえ、「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」で定める排水基準についても同物質を新たに追加するため所要の改正を行う。

以下では、これらに関する考え方を示す。

2 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正に関する考え方（ホルムアルデヒド関連）

（1）特定指定物質の定義について

改正後の「群馬県の生活環境を保全する条例」（以下「改正条例」という。）第47条の規定により、特定指定物質は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害等の原因となる化学物質であるとされる。

このため、特定指定物質は水質汚濁防止法の指定物質のうち、水道水質基準項目に該当する10物質について対象とすることが適当である。また、今般の利水障害事案の原因物質となった指定物質であるヘキサメチレンテトラミンについても、あわせて対象とすることが適当である。

なお、今後国において、ホルムアルデヒド生成能をもつなど利水障害の原因となる化学物質についての知見の集積がなされる予定であるので、その検討状況を踏まえて適宜、特定指定物質の見直しを行うことが適当である。

（2）特定指定物質取扱事業者の定義について

改正条例の対象となる事業者は、特定指定物質を一定量以上製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する事業者である。「一定量」とは、水質事故等により特定指定物質を含む水を流出させた際に、人の健康又は生活環境に係る被害や、利水障害等の原因となる程度の量であることが適当であり、今般の利根川水系における水質

事件事案では、原因物質の流出量が0.6～4トンと推定されたことから、概ね0.5トン程度とすることが適当である。

(3) 適正管理計画の届出に必要な事項について

特定指定物質取扱事業者が届出を行う適正管理計画については、改正条例第48条第1項第1号から4号で規定する事項の他、届出を行う期限を規定することが適当である。この場合、特定指定物質取扱事業者が、その適正管理計画を作成するのに要する期間としては、概ね4ヶ月程度の期間とすることが適当である。

(4) 取扱量の把握方法について

特定指定物質取扱事業者が行う特定指定物質の取扱量の把握は、年間の取扱量について、その重量を把握する方法（濃度を乗じることにより把握する方法等を含む。）によることが適当である。

(5) 取扱量の届出に必要な事項について

改正条例第48条第3項で規定する届出に必要な事項としては、届出期限の他、届出の頻度が考えられる。このうち届出期限については、今回の新たな制度に類似した制度である「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRT法）の届出期限と同じく、取り扱い年度の翌年の6月30日までとすることが、事業者の便宜から適当である。

また、今回の条例改正の趣旨は、特定指定物質による水質汚濁事故の未然防止であることから、一度届出を行った事業者は、その後の取扱量に著しい変動がある場合を除き、毎年度の届出を不要とすることも、事業者負担の軽減という観点から適当である。この場合の著しい変動とは、届け出た取扱量の概ね3割程度を目安とした増減とすることが適当である。

(6) 変更及び廃止の届出に必要な事項について

改正条例第48条第4項で規定する変更及び廃止の届出に必要な事項としては、届出期限が考えられる。届出期限については、変更及び廃止の事実が発生してから1ヶ月程度の期間とすることが適当である。

(7) 秘密情報の取り扱い

適正管理計画の作成、届出制度の策定にあたっては事業者の秘密に属する情報の扱いについて必要な配慮を行うことが適当である。

3 特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定に関する考え方

(1) 指針の目的

改正条例第47条に規定する指針は、飲み水への影響が大きい化学物質（特定指定物質）について、工場又は事業場における適切な管理体制の整備等を促進し、水質事故の未然防止を図るとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対応するための体制を整備し被害の拡大を防止することを目的とするものとする。

(2) 管理指針の骨子（案）

管理指針は、ア～オの5つの骨子により策定することが適当である。

ア 特定指定物質の性状・量の把握

特定指定物質取扱事業者は、取り扱う特定指定物質の性状、特に公共用水域等の環境中に放出された場合の挙動等についての情報の収集に努めるとともに、取り扱う量についても常に把握するものとする。

イ 特定指定物質を適正に管理するための設備等

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質を保管、使用、廃棄に至る各段階において水質汚濁事故を未然に防止するために必要な構造を有する設備等により適正に管理するものとする。

- ・保管時における設備の構造等
- ・使用時における設備の構造等
- ・廃棄時における設備の構造等

ウ 管理体制の整備

特定指定物質取扱事業者は、その工場又は事業場において取り扱う特定指定物質の適正な管理を確実に実施するため、施設等の定期点検の方法、頻度、漏洩時の対応等について定めるとともに、責任者及び担当者を置くなど特定指定物質を扱う全ての部門において、特定指定物質を適正に管理するための組織体制を整備するものとする。

エ 教育・情報共有

特定指定物質取扱事業者は、すべての従事者に対して、化学物質の性状や管理等について必要な教育及び訓練を継続的に実施するとともに情報の共有化に努めるものとする。

オ 事故発生時等の対応及び連絡体制の整備

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質の公共用水域への流出等の水質事故が発生した場合に備え、事故時に講じるべき応急の措置や非常時の連絡体制等について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) その他の事項

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質による利水障害等の環境に対するリスクの適正な管理のため、地域の行政や住民との情報の共有及び対話（リスクコミュニケーション）を通して、相互の理解を深める取り組みを推進することが適当である。

4 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部改正（水質汚濁防止法施行令改正関係）

平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号）、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第14号）及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省

令第15号)が公布され、同年5月25日から施行されている。これにより、1,4-ジオキサンを有害物質に追加し、排水規制、地下浸透規制等が行われている。また、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーを有害物質に追加することにより、これらの物質に係る地下浸透規制等についても行われている。

これらの法改正に伴い、下記のとおり群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める水質有害物質について追加を行い、また県内の公共用水域の保全を図るため県独自で定めた水質特定施設に適用される特定排出水規制基準値及び水質浄化基準値についても同様に追加することが適当である。

(1) 水質有害物質(条例第2条第7項第1号)として追加する項目

トランス-1,2-ジクロロエチレン

塩化ビニルモノマー

1,4-ジオキサン

(2) 特定排出水規制基準(条例第31条第1項)として新たに追加する項目、基準値及び測定方法

項目	基準値	測定方法
1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)付表7に掲げる方法

(3) 水質浄化基準(条例第44条第1号)として新たに追加する項目及び基準値及び測定方法

項目	基準値	測定方法
1,2-ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和)	0.04mg/l以下	シス体にあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)付表7に掲げる方法